

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 JAN (Vol.92)

CONTENTS

Money20/20 USA 2024.....	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース 第92回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：2025年度予算案(続き).....	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアでの日系企業のトラブル事例とその回避策 会計・税務・法務・労務の失敗例から学ぶ	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
香港競馬の祭典：国際レースの詳細と歴史.....	13
香港マイツビジネスコンサルティング	
タイ最新ビジネス情報.....	15
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
駐在員、現地従業員の社会保険に関する注意喚起.....	16
～日中社会保険協定にかかる適用免除待遇の延長と社会保険基数を含む中国社会保険料の取扱いルールの確認～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

Money20/20 USA 2024

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

Money20/20 は、金融、テクノロジー、決済業界に特化した世界最大級のカンファレンスです。業界リーダーや新興企業が集い、最新の技術、規制、ビジネスモデルが議論されます。



1. 主な対象分野

このイベントは、フィンテック、決済、デジタルバンキング、暗号資産、データセキュリティなどの幅広い分野を対象としています。金融機関、テクノロジー企業、スタートアップ、規制当局など多様な参加者が集まり、業界の最新トレンドが一堂に会します。

2. 参加者と企業

世界中から数千人のビジネスリーダー、起業家、開発者、投資家が参加します。参加企業には、グローバルな銀行、フィンテック企業、カードブランド、決済プロバイダー、リーガルテック企業などが含まれ、業界の主要プレイヤーが勢揃いします。



3. 展示会と製品発表

展示ホールでは企業が最新の製品やサービスを紹介します。新しいフィンテックソリューションのデモンストレーションが行われ、革新的な技術が業界に与える影響を直接体感できます。多くの企業がこの場で新製品を発表し、注目を集めます。



4. ネットワーキングとビジネスマッチング

イベント期間中は公式・非公式のネットワーキングイベントが豊富に用意されています。参加者は個別のビジネスマッチングプログラムを利用し、新しいパートナーシップや商談の機会を得ることができます。



5. スタートアップと投資家の交流

スタートアップにとっては投資家との出会いの場としても重要です。ピッチコンテストやスタートアップゾーンでは、新興企業が自社のアイデアをアピールし成長資金を獲得するチャンスが広がります。投資家は次世代の有望な企業を見つけられます。



Money20/20 は単なる展示会ではなく、業界の未来を描く場です。参加者は世界的な視点から市場の成長戦略を立てるヒントを得られます。市場の変化を先取りし、ビジネスの方向性を決めるための貴重なインサイトが得られる場として広く認識されています。

ニューヨーク駐在員事務所では引き続き米国各地の情報をタイムリーに提供させていただきますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

420 Lexington Avenue Room 1632,

New York, NY 10170 USA

TEL： 212-371-7700

新興国ニュース

第 92 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~インド~**■【保存版】インドの PF 制度完全解説！
知らないで損する従業員福利厚生 secre**

インドでビジネスを展開する際、避けて通れない重要な制度の一つが「PF (Provident Fund)」です。本記事では、インドの PF 制度について詳しく解説し、企業がどのように対応すべきかを分かりやすく説明します。

インド PF 制度とは

PF とは「Provident Fund」の略称で、日本の厚生年金に相当する従業員向けの積立制度です。インドで 20 名以上の正規社員を雇用している企業は、この PF 制度への加入が義務付けられています。ただし、20 名未満の企業でも任意で加入することが可能です。

インドの PF 制度は主に 2 つの制度から構成されています：

1. 従業員積立基金 (EPF: Employees Provident Fund)
2. 従業員年金基金 (EPS: Employees Pension Scheme)

従業員積立基金 (EPF) の詳細

EPF は従業員の将来の経済的安定を目的とした積立制度です。主な特徴は以下の通りです：

・対象者

基本給が 15,000 ルピーまでの従業員

・積立金

雇用者（会社）と従業員がそれぞれ基本給の 12% を積み立てる

・合計積立額

毎月、基本給の 24% が PF として支払われる

EPF の登録方法

EPF への登録は、「従業員基金組織」の公式ウェブサイトでもオンラインで行います。登録には以下の点に注意が必要です：

- ・面接 (physical appearance) は不要
- ・雇用主と従業員の両者の情報が必要
- ・公式ウェブサイトで指定された必須書類の提出が必要

従業員年金基金 (EPS) の概要

EPS は 1952 年に設立された年金基金制度です。主な特徴は以下の通りです：

・積立金

給与の 8.33% または 1,250 ルピーのいずれか低い方

・外国人労働者

一律で給与の 8.33% を積み立てる

・高給与の外国人

15,000 ルピー以上の給与がある場合、EPS には加入せず、EPF のみに加入することが多い

インド PF 制度の重要性

インドでビジネスを展開する企業にとって、PF 制度の理解と適切な対応は非常に重要です。以下の理由から、PF 制度への加入と適切な運用が求められます：

1. 法令遵守

20 名以上の正規社員を雇用する企業には加入が義務付けられている

2. 従業員の福利厚生

従業員の将来の経済的安定に寄与する

3. 企業イメージの向上

適切な福利厚生制度の提供は、優秀な人材の確保・維持につながる

4. リスク管理

法令違反によるペナルティや評判の低下を回避できる

PF 制度への対応のポイント

インドでビジネスを展開する際、PF 制度に関して以下のポイントに注意しましょう：

1. 従業員数の把握

20 名以上の正規社員を雇用しているかどうかを常に確認する

2. 登録手続きの適切な実施

「従業員基金組織」の公式ウェブサイトでの登録を確実に行う

3. 積立金の適切な計算と納付

基本給に基づいて正確に積立金を計算し、期限内に納付する

4. 外国人従業員への対応

外国人従業員に対する特別な規定を理解し、適切に対応する

5. 制度の変更への注意

インドの法令は頻繁に変更されるため、最新の情報を常に把握する

～マレーシア～

■【保存版】マレーシアの解雇制度完全ガイド：知っておくべき法律と手続き

マレーシアで事業を展開する企業や、現地で働く日本人にとって、解雇制度の理解は非常に重要です。本記事では、マレーシアの解雇制度について詳しく解説し、雇用者と労働者の双方が知っておくべき重要なポイントを紹介します。

マレーシアの雇用契約の種類と解雇

マレーシアの雇用契約は、大きく分けて二つのタイプがあります。

1. 期間の定めのある雇用契約
2. 期間の定めのない雇用契約

期間の定めのある雇用契約

この契約タイプでは、契約期間の終了または特定の業務の完了をもって雇用関係が終了します。つまり、あらかじめ決められた期間や条件が満たされれば、自動的に解雇となります。

期間の定めのない雇用契約

こちらの契約タイプでは、解雇の手続きがより複雑になります。雇用法に従えば、一定の通知期間（Notice Period）を設けて契約解除の意図を伝えることで解雇が成立します。しかし、実際には産業関連法が適用されることが多く、正当な理由がなければ解雇は認められません。

解雇通知期間について

雇用法で定められている解雇通知期間は、労働者の勤続年数によって異なります。

- ・ 2 年未満の勤続：4 週間前までに通知
- ・ 2 年以上 5 年未満の勤続：6 週間前までに通知

- ・5年以上の勤続：8週間前までに通知

これらの期間は労働者の身を守る一方で雇用者、雇用者側にも一定の制約を課すものです。ただし、雇用契約や就業規則で、これらの期間を超える通知期間を設定することも可能です。

解雇の種類と手続き

マレーシアでは、解雇を大きく二つのカテゴリーに分類できます。

1. 懲戒解雇

懲戒解雇は、従業員の不適切な行動や業務遂行能力の著しい低下などを理由に行われます。具体的な事由には以下のようなものがあります：

- ・2日以上の無断欠勤
- ・犯罪行為
- ・業務遂行困難
- ・反復的な怠慢

重要ポイント：懲戒解雇を行う際は、以下の点に注意が必要です。

- ・警告書の発行や調査などの適切な手続きを踏むこと
- ・解雇事由発生から2週間以内に警告を発すること

2. 整理解雇

整理解雇は、会社の経営状況や組織再編などの理由で行われる人員削減のことを指します。この場合、以下のような条件や手続きが必要となります：

- ・人員削減以外の手段（労働時間の削減、新規採用の中止など）を先に検討すること
- ・労働者または労働組合との話し合いを行うこと

- ・適切な金銭補償を提示し、自主退職の機会を与えること

- ・1995年就業規定に基づいた解雇手当を支払うこと

- ・他社への就業斡旋を行うこと
- ・外国人労働者から優先的に解雇するなど、段階的な整理解雇を実施すること

MCO（移動制限令）と整理解雇

新型コロナウイルス感染症対策として実施されたMCO (Movement Control Order: 移動制限令) を直接の理由とする整理解雇は認められません。ただし、MCOの影響による以下のような理由であれば、整理解雇の根拠となる可能性があります：

1. 事業損失
2. 事業再編
3. 余剰人員の発生

解雇後の手続き

従業員を解雇した後、雇用者は速やかに以下の機関に通知を行う必要があります：

1. 内国歳入庁 (Inland Revenue Board: IRB)
2. 従業員積立基金 (Employees' Provident Fund: EPF)
3. 社会保障機構 (Social Security Organisation: SOCSO)

これらの手続きを怠ると、法的な問題が生じる可能性があるため、注意が必要です。



株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：2025 年度予算案(続き)

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- 国外源泉所得課税免除の延期（個人所得税）
- ICT 機器の加速度償却（電子インボイス導入に向けて）

＜国外源泉所得課税免除の延期＞

N 子：加藤さん、今回も 2025 年度予算案のご説明を宜しくお願い致します。

加藤：はい、分かりました。

N 子：前回までは新たな配当課税のお話でした。

今回は、どんなお話でしょうか？

加藤：はい。今日は国外源泉所得課税のお話をさせて頂きます。

N 子：難しそうですね。

加藤：いえいえ、そうでもありません。国外に源泉のある所得に対する課税と、長い漢字を分けて言った方が良いのかも知れませんね。

N 子：確かに、そちらの方が耳にすんなり入ってきます。

加藤：もともとマレーシアにおいては、国外源泉所得は非課税だったんです。

N 子：はい。

加藤：それが、2022 年度から法人については、マレーシアに送金された国外源泉所得については課税にするという事になりました（配当所得は除く）（一部業界、例えば銀行業、保険業、海上運送業、航空運送業を営む居住法人については、国外源泉所得に係る当該免税規定は適用されません。）

N 子：だいたい 2 年前からですね。

加藤：はい。まあ、かなり昔、私がマレーシアに来た時より前なので 30 年くらい遡ると思いますが、その頃も課税されていたので、相当の年月を経て復活したという方が正しいのですが。

N 子：なるほど。

加藤：ただ、2022 年度に復活した国外源泉所得課税は法人のみ対象で、個人については 2026 年度まで非課税という事になっていました（居住者についての特例措置。非居住者については、そもそも国外源泉所得は非課税。）。

N 子：はい。

加藤：これが、今回の予算案で、2036 年度まで延期される事になりました。

N 子：はあ。。有難い話かもしれませんが、まだ始まってない税制の導入を 10 年間遅らせるって言われても。。

加藤：まあ、有難味がないですね。

N 子：はい。正直そう思います。。

＜ICT 関連の加速度償却：電子インボイス対応＞

加藤：次に ICT 関連の加速度償却（ACA）のお話です。

N 子：加速度償却っていうのは、償却期間を短くしてくれる取り扱いの事ですね？

加藤：そうです。そもそも機械・備品系は、税務上は 6 年償却が多いのですが、ICT 関連については 3 年償却でした。

N 子：ほう。

加藤：ちなみにマレーシアでは、会計上の減価償却費が、税務上は一切認められないので一旦全額利益に加算し、そこから税務上認められる償却費（キャピタルアローワンス）を控除していくという税務計算方法です。

N 子：はい。以前もご説明頂きました。

加藤：従来 ICT 関連は、初年度償却 40%、年次償却 20% の 3 年償却で、対象は、①情報通信技術 (ICT) 機器およびコンピュータソフトウェアパッケージの購入、②カスタマイズされたコンピュータソフトウェア開発に関連するコンサルティング、ライセンスおよび付随費用です。

N 子：3 年償却というのは、初年度は初年度償却と年次償却の 2 つ合わせて 60% 取れるという計算ですね？

加藤：そうです、そうです。60、20、20 で 3 年間です。

N 子：なるほど。

加藤：今回の予算案では、電子インボイス導入に係る ICT 機器について、2 年償却を認める旨が発表されました。

N 子：すごいですね。

加藤：はい、初年度償却 20%、年次償却 40% ですので、60、40 の 2 年間ですね。

N 子：なるほど。

加藤：2024 年度と 2025 年度の 2 年間だけの特例措置になります。あと、電子インボイスの 6 ヶ月の猶予期間（導入当初 6 ヶ月間、個別インボイスではなく統合インボイスを発行するケース）をエンジョイする会社については、当該適用はありません

N 子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアでの日系企業のトラブル事例と その回避策

会計・税務・法務・労務の失敗例から学ぶ

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

インドネシアは東南アジア最大の経済規模を誇り、日系企業にとって成長の可能性が高い市場です。しかし、現地特有の法規制や文化的な違いを十分に理解せずに進出すると、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。本稿では、会計、税務、法務、労務の各分野での日系企業が経験したトラブル事例と、それを未然に防ぐための回避策を解説します。

1. 会計のトラブル：現地基準への対応不足

事例：

日系企業の多くが本社基準（例えば日本基準やIFRS）で財務諸表を作成していますが、インドネシアの会計基準（SAK）に適合していない場合、税務監査で問題となることがあります。ある製造業の企業は、ローカル基準を無視して本社基準のまま財務報告を行った結果、税務署から過去5年分の修正申告を求められました。これにより、膨大な時間とコストが発生しました。

回避策：

現地基準の理解と適用：インドネシアの会計基準（SAK）は国際会計基準（IFRS）に基づいていますが、独自の要件も含まれています。現地会計士と連携し、ローカル基準への適合性を定期的に確認する必要があります。

監査法人の利用：年次報告の際には、現地の監査法人を活用して、報告内容の適合性をチェックしてもらうことが有効です。

2. 税務のトラブル：PE（恒久的施設）と輸出入税の問題

事例1（PE リスク）：

短期間の営業活動を行った日系企業が、PE（恒久的施設）として認定され、予期せぬ課税対象となりました。特に、ローカルの代理店を通じた契約や営業活動がPE認定の引き金となったケースが多く見られます。この企業ではPE認定についての事前知識が不足しており、契約形態の見直しを怠っていました。

事例2（輸出入税）：

ある貿易業者が輸入許可書の更新を怠り、高額な関税を課されました。さらに、税関手続きの遅延により、商品納入のタイミングが大幅に遅れ、顧客との契約を失う事態に至りました。

回避策：

PE リスク管理：PE認定基準を事前に把握し、営業活動の内容を適切に設計する必要があります。必要に応じて現地法人を設立することで、リスクを軽減できます。

輸出入管理：税関手続きや許可書の期限管理を厳密に行い、専門の貿易コンサルタントを利用することが推奨されます。

3. 法務のトラブル：契約書の不備と商標トラブル

事例1（契約書の不備）：

日系企業が現地パートナーと締結した契約書において、支払い条件や紛争解決手続きが曖昧だった

ため、トラブルが発生しました。取引が進むにつれて解釈の違いが顕著になり、最終的には訴訟に至りました。

事例2（商標トラブル）：

ある企業が現地で使用する商標を事前に登録せず、第三者に先に登録される「商標ハイジャック」に巻き込まれました。その結果、訴訟や商標権の買い戻しを余儀なくされ、多額のコストを負担しました。

回避策：

契約書の整備：契約書には、支払い条件や紛争解決の手段（仲裁条項を含む）を明確に記載する必要があります。法律専門家による精査も欠かせません。

商標登録：現地で事業を開始する前に、商標やブランド名を登録しておくことでトラブルを防ぎます。

4. 労務のトラブル：解雇手続きと労働環境の問題

事例1（解雇手続きの不備）：

業績悪化を理由に従業員を解雇した企業が、解雇理由や手続きが不十分だったために労働争議に発展しました。最終的に、裁判所から高額な賠償命令が下されました。

事例2（労働環境の問題）：

ある企業では、過剰な労働時間と安全基準の不足により、労働者がストライキを行いました。これにより生産が一時停止し、納期遅延と売上減少を引き起こしました。

回避策：

解雇手続き：就業規則を整備し、解雇手続きが現地法に準拠しているかを確認する必要があります。また、解雇前に専門家のアドバイスを受けることが重要です。

労働環境の改善：安全基準を遵守し、適切な労働環境を提供することで、従業員の満足度を向上させます。

まとめ

インドネシアでの日系企業のトラブルを防ぐには、現地の制度や文化を深く理解し、適切な専門家を活用することが重要です。特に以下のポイントを押さえることで、リスクを最小限に抑えられます。

1. 現地専門家の連携：会計士、法律事務所、税理士など、信頼できる専門家の協力を得る。
2. リスク管理の徹底：PE リスクや契約内容を事前に見直し、内部体制を整備する。
3. 社内教育の実施：従業員に現地法や規制を理解させる教育を行う。

弊社はインドネシア現地でこれらの会計税務、労務、法務の専門家として、日系企業の様々な問題やトラブルに対応しています。

現地の会計士や税理士、弁護士、公証人、イミグレーションなどと連携を取り、一日系企業だけではカバーしきれない問題解決に取り組みながら、日本人担当者が本社への説明までを行っています。

異国で起こる様々なトラブルの回避のためには、現地の理解と必要な専門家とのコミュニケーションが重要になるでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman

E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta

Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/
ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリ
ジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

香港競馬の祭典：国際レースの詳細と歴史

香港マイツビジネスコンサルティング

2024 年も残すところあと少し、クリスマスを過ぎたら 2025 年の幕開けです。旧正月を祝う香港でも 1 月 1 日の元旦は祝日です。「ニューイヤー・カウントダウン・セレブレーション」と称して、ビクトリアハーバーでは 12 月 31 日の 23 時 00 分、15 分、30 分、45 分に小規模な花火が上がり、新年を迎えた 0 時になると 12 分間の自然をテーマにした大規模な花火が上がります。香港島や九龍サイドの鑑賞スポットに行ってカウントダウンの雰囲気を楽しむのも良いですし、香港政府観光局の公式 Facebook や Youtube で生中継もありますので、人混みを気にせず自宅で花火を鑑賞することもできます。

さて 12 月 8 日(日)、香港の沙田競馬場で香港国際競走「ロンジン香港インターナショナルレース(浪琴香港國際賽事/ LONGINES Hong Kong International Races) 2024」が開催されました。このレースは競馬界の最高格付けである G1 レースで、日本など海外からも競争馬や騎手が出場することで開催前から注目されていました。次の 4 つの国際 G1 レースが同日に行われ、出走馬は合計 53 頭、そのうち日本からは 9 頭の馬が出走しました。

- ・第 4 レース：香港ヴァーズ (G1、芝 2400m)、
- ・第 5 レース：香港スプリント(G1、芝 1200m)
- ・第 7 レース：香港マイル (G1、芝 1600m)
- ・第 8 レース：香港カップ (G1、芝 2000m)

メインレースの香港カップでは香港馬ロマンチックウォリアーの圧勝で 3 連覇を果たしました。日

本からの出走馬は G1 未勝利という結果でしたが、期待されていたリバティア일랜드が 2 着に、タスティエーラが 3 着に入りました。

香港はコロナ禍で落ち込んだ観光客の誘致の一つとして、競馬にも力を入れています。香港ジョッキークラブ (HKJC) も今回のレースには特に力を入れツアー客を誘致するなどし、レース当日に沙田競馬場を訪れた約 7 万人のうち、約 1 万人が観光客だったということです。今後も海外からの観光客を呼び寄せるため整備して行くということです。

香港の競馬の歴史はイギリスの植民地時代に遡ります。最初にできたのが 1846 年のハッピーバレー競馬場、1884 年には競馬の統括機関である香港ジョッキークラブが設立しました。1978 年には沙田競馬場も開設されました。それまで沙田競技場で馬の調教が行われていましたが、2018 年に広州市従化区に従化競馬場(香港賽馬会従化馬場/The Hong Kong Jockey Club Conghua Racecourse)が開設され、両方で管理されるようになりました。馬はレース数日前に従化競馬場から沙田競馬場付属の厩舎に片道約 3 時間の道のりを輸送されます。ハッピーバレー競馬場でのレースなら、馬は沙田の厩舎から当日輸送されます。レースの開催時期は香港が最も暑い時期を避け、9 月～翌 7 月中旬が 1 シーズンになっています。基本的に毎週水曜がナイトレース、土日のいずれか 1 日は昼間に開催されます。

香港で競馬は合法とされています。イギリス植民地時代に発展したこともあり、競馬は貴族の遊びという側面も持ち合わせており、富裕層の社交の場でもあったため今もジョッキークラブは会員制です。香港ジョッキークラブの会員になるには(馬

主になるには) まず複数の会員からの推薦が必要で、さらに厳正な資格審査を経る必要があります。馬主になって馬 1 頭を所有することもできますが、複数人で 1 頭を保有することもできます。

香港の競馬場はいずれもアクセスしやすく、入場料を払えば必ずしも馬券を購入する必要は無いので、競馬ファンでなくとも観光がてら一度足を運んでみるときっと新しい発見があるでしょう。欧米のようなスーツやドレスを着用する必要はありませんが、場内にある会員向けレストランやバーを利用するならスマートカジュアルな格好が適しています。非会員エリアの方は比較的カジュアルな格好をした人が多くビールを片手にレース観戦することができます。

香港では合法の賭博によって得た収益に対し、賭博税が課税されます。競馬が 72.5~75%、いわゆる宝くじの六合彩(マーク 6)が 25%、サッカーくじが 50%となっています。これらはすべて香港ジョッキークラブが運営しています。香港政府が力を入れるように、競馬の盛り上がりは観光客にエンターテインメントの提供と同時に政府の税収も見込めます。

ポルトガル領であったマカオにも早くから競馬はありました。1637 年には競馬が開催されていたという記述が残されています。しかしマカオジョッキークラブ統括のタイパ競馬場は、1980 年に開設され中断と再開を繰り返しながら最終的に 2024 年 4 月をもって廃止されました。香港とマカオでは少し事情が違うようです。マカオのカジノはそれまでカジノ王と呼ばれたスタンレー・ホー氏によって独占的な経営がされていました。かつてカジノは主にマカオ市民の楽しみでもあり、その中に混じって観光客が楽しむものでした。しかしマ

カオが中国へ返還された後、マカオの経営権が外資に解放されると瞬く間に外資企業によって巨大カジノが建設され、中国大陆や世界中から観光客が押し寄せるようになり、カジノの盛り上がりの陰で競馬やドッグレースは衰退し、ついには両方とも廃止されてしまいました。時代の変化に寂しさはありますが、カジノはマカオ、競馬は香港で共に発展するのが合理的なのでしょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要:

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

タイ最新ビジネス情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、「労働者福祉基金」(Employee Welfare Fund)について情報をお届けいたします。

労働者福祉基金への拠出開始

労働者保護法第 13 章に定められた「労働者福祉基金」が 2025 年 10 月からスタートします。

1998 年の同法施行から 25 年以上にわたり導入が見送られてきましたが、2024 年 11 月 5 日の閣議で労働者福祉基金基金の開始に関する勅令、拠出金の料率等に関する労働省令が承認され、勅令は 11 月 15 日、省令は 11 月 22 日、関連規則が 11 月 23 日にそれぞれ官報で告示されました。

労働者福祉基金は、労働者保護法第 13 章に基づく制度で、雇用主と従業員が毎月基金に拠出金を納付し、退職または死亡時に同基金より従業員へ手当が支給される仕組みです。

拠出金は、従業員が負担する積立金と雇用主が負担する補助金で構成されます。毎月、従業員の賃金から積立金が差し引かれ、雇用主が補助金とともに基金へ納付いたします。

一方で、手当は従業員が負担する積立金、雇用主が負担する補助金、さらにそれらの運用益を合算した金額として支給されます。

なお、具体的な申告・納付方法などは提示されず、今後、細則などが発表される予定です。

基金加入対象者

➤ 同基金の加入者は従業員 10 人以上の事業所に雇用される従業員となりますが、プロビデントファンドまたは自社で同様の制度を導入している事業所は対象外となります。

開始時期

➤ 2025 年 10 月

拠出金の料率

➤ 2025 年 10 月～2030 年 9 月まで
労使それぞれが月給の 0.25%を拠出

➤ 2030 年 10 月以降
労使それぞれが月給の 0.5%を拠出

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)

[TAX-EZ](#)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

駐在員、現地従業員の社会保険に関する注意喚起 ～日中社会保険協定にかかる適用免除待遇の延長 と社会保険基数を含む中国社会保険料の取扱いル ールの確認～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

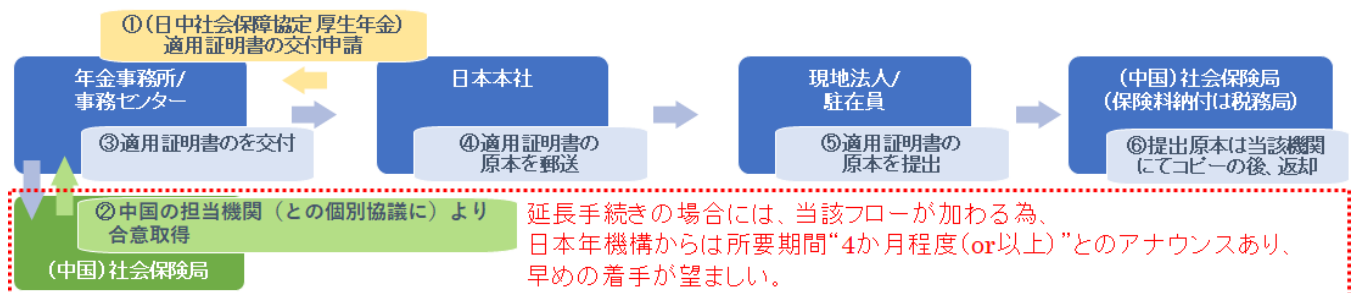
米国公認会計士 古谷 純子氏

中国の社会保険料は個人所得税と共に、会社負担と個人負担の両方を伴う為、適正に納付されていなければ慎重な対処が求められる上、撤退や再編時に未納付や過少納付が判明すれば追徴等の重い負担が生じかねない重要な論点と言えるでしょう。

丁度、2024 年は日中社会保険協定の発効から 5 年が経過し、同協定に則り適用免除を申請した駐在員には当初の適用期限が到来し、既に延長手続きを完了された企業も多いかと思います。また昨今、清算時に過少納付により追徴を余儀なくされるケースや、持分譲渡時の買収方・中国企業による財務・税務 DD 時に納付不足が露呈するケースなどもあり、改めて、社会保険の取扱いの重要性を痛感する事例が見受けられています。

この為、本稿では、①日中社会保険協定の期限延長、②社会保険基数を含む社会保険の取扱いルールを解説します。

【延長手続きフロー】



1. 日中社会保険協定の期限延長

中国の社会保険制度は、2011 年 7 月 1 日付け「社会保険法」及び 2011 年 10 月 15 日付け「中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法ⁱⁱ」等の施行により、原則、外国籍人員に対する中国社会保険の強制加入が求められ、既報ⁱⁱⁱの通り、一部の地域では実務的に任意適用の状況ですが、大部分の地域では強制加入です。

下述の通り、中国の社会保険料率は高く、そのうち 2019 年 9 月に発効した「日中社会保障協定^{iv}」により適用免除となる養老保険部分は、社会保険料の 6 割超を占めます。この為、日中の社会保険に二重加入していた場合、同協定に基づき、中国側での（養老保険部分の）適用免除待遇を享受する例が一般的、との認識です。

同協定では、当該免除享受は原則派遣後 5 年とされ、適用期間の延長には日中両国の管轄当局の合意が必要、また当該延長期間は原則 5 年を超えない、とされています^v。既に 2024 年 8 月末で同協定の発効から 5 年が経過した状況ですが、もし延長手続きが必要な場合、派遣元事業主（日本本社）が日本年金機構に対して適用証明書の延長を申請します。さらに中国当局から合意取得を要する為、所要期間は（弊社事例では資料提出から 2～3 か月程度ですが）、年金機構からは 4 か月程度（或いは、それ以上）、また“延長開始年月日の概ね 6 カ月前から提出が可能^{vi}”との案内もあり、早めの対応が望まれます。主な延長手続きフローと必要書類は以下、次頁の通りです。

【上海市の社会保険料率】

保険種別	企業負担	個人負担	合計
医療保険 (含む生育保険※1)	9%	2%	11%
養老保険	16%	8%	24%
失業保険	0.50%	0.50%	1%
労災保険※2	0.16% ～ 1.52%	負担 無し	0.16% ～ 1.52%

※1 医療保険に統合済

※2 労災保険料率は業種により異なる

【必要書類】

- 適用証明書の延長申請書
 - ⇒①予見不可能な業務上の延長理由、
 - ②対象者の継続的な赴任を要する理由等の記載も必要
- 交付済の既往適用証明書のコピー等

もし当該延長申請の失念等により、適用免除期間を経過していた場合、直ちに適用証明書の延長申請手続きに着手すると共に、中国所管当局への確認・交渉等が必要と考えますが、必要に応じて、現地専門家の支援の検討も有用と思われます。

2. 社会保険基数を含む社会保険の取扱いルール

日中社会保障協定の適用対象は、“一時的に日本から協定相手国に派遣され就労する人”（すなわち、駐在員を指し、国籍を問わない）であり対象者が限定されます。一方、現地従業員の社会保険料が適正に計算されず、過少納付のケースも見受けられます。この場合、全従業員が対象となり、慎重な対応が求められる為、改めて上海市を例に社会保険料率と納付基数を提示し、注意喚起します。

(1) 社会保険料率

上海の社会保険料率は下表の通りです。この“4險”のうち、養老保険部分が企業負担・個人負担の合計で6割超を占め、繰り返しになりますが、上述の日中社会保障協定の適用を受ければ、養老保険は適用免除となります。

(2) 納付基数

誤った処理の代表例として、納付基数の計算方法が挙げられます。社会保険法(第12条)等により、社会保険料を算出時の納付基数は、対象従業員の同市の前年度の賃金総額をベースとします(従い、経済補償金の算出時と同様に、前年度の総支給額を指します^{vii})。

ただし、低額/高額所得者に対しては、それぞれ下限・上限が設定されており、上海市の現時点(2024年7月1日以降)の同基数は、前年の平均賃金(12,307 元/月)の60%～300%を下限・上限(7,384/月・36,921 元/月)としています^{viii}。誤った処理として、“当該レンジ内の金額”若しくは“当該最低金額”を納付基数として設定する事例が見受けられますが、上述の通り、あくまでも基数は各従業員の前年賃金総額に基づき確定します。もし企業が“期限通りに社会保険料を満額納付しない場合、社会保険料徴収機関は期間を定め、納付又は追納を命じ、未納日から1日あたり5/10,000の滞納金を追徴する。期限を過ぎても納付しない場合は、関係行政部門は未納金額と同額以上3倍以下の罰金を科す”^{ix}等の重い罰則が規定されています。

3. 留意事項

もし日中社会保険協定の適用免除の延長申請を失念していた場合、速やかな対応が必要です。また、今後5年を経過すると見込まれる駐在員が居る場合、余裕を持った延長手続きの着手が望まれます。



一方、社会基数については正確な理解と慎重な対応が必要と考えます。従業員にとり、社会保険基数レンジの最下限を適用すれば、(将来の年金受給額は少なくなるものの) 個人負担分が軽減されて目先の手取り金額が増える為、従業員からレンジ内の最低金額や本人給与水準よりも低い金額を基数とするよう申し出るケースもありますが、撤退や再編時等に問題が顕在化し、対応に苦慮する事例も見受けられます。

従い、日本本社として、現地法人に対して、単に“社会保険を納付しているか”との確認のみならず、適正水準での納付がされているか、また適正水準での納付がされていない場合、過少納付とのコンプライアンス・リスクに加え、従業員の手取り金額にも影響が生じる為、専門家を交えた、慎重な対処が望まれると考えます。

なお、本年12月1日から、工作許可証カードが廃止され、社会保障カード（電子社会保障カードアプリ）に統合される旨が公表されました^x。この為、上述の“実務的に任意適用”を容認する一部地域を含めた、実務の詳細や動向を注視する必要があります。

マイツグループニュースレター：上海通信

【2024年12月（増刊号）】も併せてご参照ください。

本年も、各種レターにて、引続き、迅速な情報共有を行う予定です。

ⁱ 社会保険法の原文は右記 URL の通り。URL：[中华人民共和国社会保险法 中国政府网](#)

ⁱⁱ 中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法の原文は下記 URL の通り。

URL：[P020211229561825388783.pdf](#)

ⁱⁱⁱ JP マイツ通信 2024 年 5 月号を含むマイツグループ・ニュースレターは下記 URL の通り。

URL：[ニュースレターアーカイブ | 株式会社マイツ](#)

^{iv} 原文は下記 URL を参照のこと。

URL：[各国との社会保障協定及び関係法令 | 厚生労働省](#)

^v 一方、特段の事情がある場合、派遣期間が合計 10 年を超える場合でも”申請に基づき、両国関係機関間で個別に判断の上合意したときには、さらに引き続き派遣元国の年金制度のみに加入”も可能。詳細は下記 URL を参照のこと。

URL：[協定相手国別の注意事項（中国） | 日本年金機構](#)

^{vi} 参照 URL：[適用証明書交付申請書の提出先はどこですか。 | 日本年金機構](#)

^{vii} 「賞金総額の構成に関する規定」を参照のこと。原文は下記 URL の通り。

URL：[P020230206361243611824.pdf](#)

^{viii} 出典 URL：[单位职工缴纳城镇养老保险的基数是多少？_登记缴费_上海市人力资源和社会保障局](#)

^{ix} 社会保険法、中国国内で就業する外国人の社会保険参加暫定弁法等を参照のこと。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。